

## 評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

## 1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

## 【事業の必要性】

- 少子化が進展する中で、学校の活力を維持し、生徒にとって魅力ある学校とするためには、地域における県立高校への期待を踏まえながら、社会のニーズに対応した特色ある学校づくりを進める必要がある。
- 大崎地区においては、この10年間で中学校卒業者が257人（13.8%）減少する見込みであるほか、それ以降も加速度的に減少していくことが見込まれ、一定の学校規模を維持しつつ、新たな取組みを取り入れた魅力的な学校づくりを行うとともに、中学校卒業生数の減少を踏まえた県立高校の入学定員の適正化を図っていくために、大崎地区（東部ブロック）における再編統合は必要である。
- また、拠点校は、「安全性」、「敷地面積」、「発信力」、「費用対効果」、「交通の利便性」及び「開校時期」等の観点を総合的に考慮し、現在の鹿島台商業高等学校の敷地内に設置することとするが、鹿島台商業高等学校の既存校舎は築年数が経過し、長寿命化等の対策が必要であることに加え、拠点校には既存校の学びを基本とした専門学科（商業系学科、家庭系学科及び農業系学科）を設置するほか、新たに醸造や高校生カフェ等の取組を実施するため、商業の学びを基本とした既存校舎では実習教室等の確保が困難であることから、新たな校舎及び実習棟が必要である。

## 【現施設の状況（施設の規模等）】（再掲）

学校名	松山高等学校	鹿島台商業高等学校	南郷高等学校
所在地	大崎市松山千石字松山1-1	大崎市鹿島台広長字壱師前44	遠田郡美里町大柳字天神原7
募集定員（令和3）	2学級（1学級40名） 普通科1・家政科1	3学級（1学級40名） 商業科3	2学級（1学級40名） 普通科1・産業技術科
生徒数	生徒数 175名 1学年 63名 2学年 56名 3学年 56名	生徒数 197名 1学年 47名 2学年 76名 3学年 74名	生徒数 96名 1学年 28名 2学年 31名 3学年 37名
施設規模	校舎 4,900.42㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築30年（H2築）	校舎 6,431.52㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築38年（S57築）	校舎 6,106.70㎡ 北校舎・昇降口 ・RC造（3階建） ・築41年（S54築） 南校舎 ・RC造（3階建） ・築41年（S55築） 農業系実習施設 3,172.87㎡ 全20棟 ・S造, CB造, W造 （平屋, 2階建） ・築22年～89年

《附属資料16 事業の必要性に係る補足資料》

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

- 県立高等学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき県が設置・管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負う。
- 学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので、一定の要件を満たす全ての県民が対象となり、また便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。(第3号関係)

- 大崎地区においては、この10年間で中学校卒業者が257人(13.8%)減少する見込みであるほか、それ以降も加速的に減少していくことが見込まれ、学校の活力を維持するために、中学校卒業生数の減少に合わせた県立高校の入学定員の適正化を計画的に進める必要があるほか、地方創生に向けた動きの中で県立高校も地域連携や地域貢献への取組が以前にも増して重視され、地域において県立高校が果たす役割への期待も高まっているところである。このような高校を取り巻く社会環境、社会的要請の変化に早急かつ適切に対応するとともに、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進することが求められていることから、再編統合することが適当と判断した。
- また、統合対象校の既存校舎は、松山高等学校が築30年、鹿島台商業高等学校が築38年、南郷高等学校が築41年と長寿命化改修の目安となる築40年前後であるほか、3校それぞれを維持する場合の管理費等を考慮すると、この時期の統合が適当と判断した。

4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

- 本事業の類似事例となる南部地区職業教育拠点校整備事業(平成29年度)での検討結果を踏まえ、以下の理由から、PFI導入による財政面及びサービス面でのメリットが見出しにくいことから従来方式による実施が妥当であると判断した。
- 校舎等の建設費用については、入札により、費用の適正化が図られていること。
  - 民間の創意工夫を発揮する余地が大きい運営業務について、学校教育法(第62条。第37条第4項の準用規定)で校務は専ら教職員が行うこととされているため、民間が担える範囲が限定的であること。
  - 売店等の運営や警備業務に関しては、既に入札により民間委託されており、費用の適正化が図られていること。
  - 結果として、VFM(Value For Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合)が見込まれないと想定されること。

PPP・PFI導入調整会議等での検討結果

南部地区職業教育拠点校整備事業での検討結果(平成29年8月7日に開催したPPP・PFI導入調整会議において、当該事業については、「従来方式による実施が適当」と判断されたもの。)を踏まえ、本事業については、PPP・PFI導入調整会議における検討は省略された。  
《附属資料12 PPP・PFI導入調整会議省略協議回答》

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

【実施場所を鹿島台商業高等学校敷地内とすることについて】

- 以下の理由から、鹿島台商業高等学校敷地内での事業の実施が適切と判断する。
  - ① 県有地であり、新たな用地取得が不要であり、用地取得に要する財政的な負担が生じないこと。
  - ② 必要な実習施設等を設置するのに十分な面積を有していること。
  - ③ 既に学校が所在する土地であり、地域の住環境等に与える影響が少ないこと。
  - ④ JR鹿島台駅から約2.1kmの距離であり、他の統合対象校の敷地と比べて交通の便が良いこと。
  - ⑤ ハザードマップ上の浸水地域等ではなく、災害に対するリスクが少ないと見込まれること。

※ なお、松山高等学校、南郷高等学校の利活用については、地元市町等と相談しながら有効な活用方法について検討していきたいと考えている。

≪附属資料17 県立高校の再編等に係る跡地利用等について≫

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

- 中学校卒業生数の減少が見込まれている大崎地区においては、中学校卒業生数の減少に合わせた県立高校の入学定員の適正化を図る必要がある。定員を調整する方法には、今回の再編統合の他に学級減をする方法があるものの、更なる学校の小規模化を招き、さらに学校の活力が低下する可能性がある。今回は既存校を統合するとともに、醸造や高校生カフェといった新たな取り組みを取り入れることで、魅力ある学校づくりと、学校の活力維持を図ることができる。
- 大崎地域は、世界農業遺産に認定されるなど県における農業の中心であり、学校の基本理念を「食」とすることで、地域の特性を十分生かしながら、地域と協働した魅力ある学びの展開が期待できる。
- また、地域連携と学科間連携による地域ブランドの創造、地域産業を担う人材の育成をコンセプトとすることで、地方創生に資する学校とすることができる。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- 既に学校が設置されている敷地への設置であり、基本的に土地の形状変更を伴うものではないことから、周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられる。事業実施に当たっては宮城県環境保全率先実行計画に則り、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うものとし、新校舎等の建設や既設校舎等の解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。

≪附属資料13 宮城県環境保全率先実行計画 抜粋≫

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】

- 現在のところ想定されるリスクはない。

【災害に関するリスク】

- 新校舎については、新耐震基準により建築されることから、地震災害に対する耐震性能が確保される。
- 教育委員会では東日本大震災の教訓から「みやぎ学校安全基本指針」を策定し、各学校においては、防災訓練や防災教育などの日常的な危機管理や災害発生時の危機管理、発生後の学校再開までの対応等、あらゆる場面と様々な自然災害を想定してまとめた「学校防災マニュアル」を作成している。拠点校においても「学校防災マニュアル」を作成し、風水害に限らず様々な災害から生徒や教職員を守るために万全を期すものである。

≪附属資料14 みやぎ学校安全基本指針【概要版】≫

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲)	A	調査費	18百万円
		設計費	199百万円
		工事費 (監理費込み)	5,836百万円
		その他 (用地費, 負担金等)	3百万円
		合 計	6,056百万円
		【財源内訳】 県債	5,253百万円
		一般財源	803百万円
		合 計	6,056百万円
維持管理費 (再掲)	B	40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を令和9年～令和48年の40年間と想定)	
		人的経費	461百万円
		修繕・補修関係経費	3,083百万円
		運営・管理経費	2,440百万円
		その他 ( )	
		合 計	5,984百万円
		【財源内訳】 県債	2,592百万円 (長寿命化対策分)
		財産収入	251百万円
		一般財源	3,141百万円
		合 計	5,984百万円
合計 (再掲)	A + B		12,040百万円
		【参考：現在価値換算後】	
		百万円 (割引率	%)
投入職員数		○令和4年度～令和8年度 (供用開始まで) 延べ300人 (2人×2.5日×60月) 教育庁施設整備課職員が、設計及び建設工事について、関係課職員及び設計事務所及び工事請負業者との打合せを月に2～3日実施。 ○令和8年度～令和9年度 (旧校舎解体等) 延べ120人 (2人×2.5日×24月) 教育庁施設整備課職員が関係課、地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3回実施。	
関連事業費			

以上のとおり、大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校整備事業について県が評価を行った結果、事業の実施は適切と判断した。